

蟹江町町外火葬場使用料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例（昭和63年蟹江町条例第3号。以下「条例」という。）第2条に規定する斎苑（以下「斎苑」という。）が使用できない場合において、それ以外の火葬場（以下「町外火葬場」という。）を使用した者に予算の範囲内において蟹江町町外火葬場使用料補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、蟹江町補助金等交付要綱（昭和53年蟹江町要綱第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者及び条例別表第2の区域に住所を有する者をいう。
- (2) 火葬 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第2項に規定する火葬をいう。
- (3) 火葬場 墓地、埋葬等に関する法律第2条第7項に規定する火葬場をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、斎苑の申込みをした者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合で、希望する日に斎苑を使用できず、死亡した町民等、町民等の死産児、死胎又は身体の一部を町外火葬場で火葬し、当該火葬場における火葬に要した費用を支払った者とする。

- (1) 故障又は改修等により斎苑を使用できない場合
- (2) 斎苑の火葬能力を超える申込みがあり、斎苑を使用できない場合
- (3) 舟入斎苑を使用する資格を有する者が、棺の形状寸法により本町斎苑を使用できない場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が認める場合

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は対象外とする。

- (1) 火葬に要した費用を支払った者で町税等を滞納している者
- (2) この要綱の規定に基づく補助金に相当する給付を受けた者
- (3) 蟹江町暴力団排除条例(平成23年条例第12号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく葬祭扶助を受けた者(補助対象経費)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる経費は、町外火葬場における人体火葬に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費から斎苑を利用した場合に条例第10条の規定により納付すべきこととなる使用料を減じた額とし、上限額は8万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、火葬を実施した日から30日以内に蟹江町町外火葬場使用料補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、火葬許可証の写し及び火葬を行った火葬場の使用料の領収書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付額について決定するものとする。

2 町長は、前項に規定する補助金の交付の可否に当たり、前条の規定により申請した者の同意の上、町税の納付状況等についての調査を行うものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、蟹江町町外火葬場使用料補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付を決定したときは、蟹江町町外火葬場使用料補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を当該申請者に通知の上、補助金の交付を決定した者(以下「交付決定者」という。)に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取り消し)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、効力を失う。ただし、第8条及び第9条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年10月20日から施行し、改正後の第3条第1項第3号の規定は、令和7年4月1日から適用する。